

用途分類 1(基準適合義務対象)

区 分	対 象 規 模
学校	すべて
病院又は診療所	
集会場(一の集会室の床面積が200㎡以上のものに限る。)又は公会堂	
博物館、美術館又は図書館	
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
公衆便所	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
飲食店	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	床面積の合計 100㎡以上 (用途の変更の場合にあっては、当該用途の変更に係る部分の床面積200㎡)
自動車修理工場(不特定かつ多数の者が利用するものに限る。)	床面積の合計 500㎡以上
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
展示場	
自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)	床面積の合計 1,000㎡以上
ホテル又は旅館	
体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	
公衆浴場	
自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	床面積の合計 2,000㎡以上 又は住戸の数20以上
共同住宅(ただし、2,000㎡未満かつ20戸から49戸においては、地上階にある住戸の出入口(地上階に住戸がなく、当該建築物にエレベーターが設置されている場合は、地上階にある当該エレベーターの出入口)までのバリアフリー化のみ求める。)	
寄宿舎	床面積の合計 2,000㎡以上 又は住戸の数50以上
公共用歩廊	床面積の合計 2,000㎡以上

用途分類 2(事前協議対象)

区 分	対 象 規 模	協議先
集会場（床面積が200㎡以上の集会室があるものを除く。）	すべて	市町村
火葬場		
コンビニエンスストア	床面積の合計 100㎡以上200㎡未満	
事務所	床面積の合計500㎡以上	
ダンスホール	床面積の合計1,000㎡以上	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	床面積の合計 50㎡以上200㎡未満	
工場（自動車修理工場を除く）	床面積の合計3,000㎡以上	大阪府
神社、寺院、協会その他これらに類するもの	床面積の合計300㎡以上	
消防法第八条の二第一項に規定する地下街	すべて	
道路法第二条第一項に規定する道路		
都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為により設置される公園		
遊園地、動物園又は植物園		
港湾法第二条第五項第九号の三に規定する港湾環境整備施設である緑地		
海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設の うち、護岸、砂浜その他公衆の利用のため整備されるもの		